


電 氣 供 給 実 施 要 綱

(高 圧)

産 業 用 蓄 熱 調 整 契 約

 東北電力株式会社

目 次

1	目 的	1
2	適 用 条 件	1
3	季 節 区 分 お よ び 時 間 帯 区 分	1
4	料 金	1
5	夜 間 使 用 電 力 量 の 計 量 等	2
6	蓄 熱 運 転 に よ り 夜 間 時 間 に 最 大 需 要 電 力 が 発 生 す る 場 合 の 取 扱 い	2
7	自 動 制 御 装 置 等 に よ り ピ ー ク 調 整 を 行 な う 蓄 熱 式 空 調 シ ス テ ム に 対 す る 取 扱 い	3
8	そ の 他	4
	附 則	5

産業用蓄熱調整契約

1 目 的

この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまが蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転により昼間から夜間への負荷移行を行ない、当社の電力供給設備の効率的運用を図ることを目的といたします。

2 適用条件

この実施要綱は、次のいずれにも該当し、平成30年4月1日の際現にこの実施要綱の適用を受けている場合に適用いたします。

- (1) 高压で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満のお客さま。
- (2) 蓄熱槽を有する負荷等（ヒートポンプ機器を主たる熱源として蓄熱式運転を行なう機器に限ります。なお、蓄熱式運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱式運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、3（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さま。

3 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

夏季以外の期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

4 料 金

各月の料金は、常時供給分の契約によって料金として算定された金額から、(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

- (1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

なお、蓄熱割引額は、常時供給分の該当電力量料金率の季節区分等に応じて算定いたします。ただし、常時供給分の該当電力量料金率が季節別時間帯別に設定されている場合の蓄熱割引額

は、当該契約の夜間時間について蓄熱割引額を算定いたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{常時供給分の該}}{\text{当電力量料金率}} \times \frac{\text{その1月の}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{蓄熱割引率}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、5（夜間使用電力量の計量等）により算定された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

5 夜間使用電力量の計量等

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量および算定は、電気供給条件 [I]（以下「供給条件 [I]」といいます。）18（計量）および 19（使用電力量の算定等）を準用いたします。

(3) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給条件 [I] 附則 4（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）を準用いたします。

(4) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

(5) 当社が承認した小容量の水蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めた電力量といたします。

6 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、4（料金）によって料金として算定された金額から、(2)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

- イ 常時供給分の契約電力が 500 キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。
- ロ 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

(2) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1 月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額=(3)の蓄熱ピークシフト電力×蓄熱ピークシフト割引単価

(3) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、常時供給分の契約電力から 1 年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(4) 計 量

当社は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる記録型計量器等を取り付けます。

(5) そ の 他

1 年を通じて蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱いの適用後 1 年に満たない場合は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金といたします。

7 自動制御装置等によりピーク調整を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

- (1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、4（料金）によって料金として算定された金額から、(6)によって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ (4)において蓄熱式空調システムにより冷房を行ない、蓄熱負荷を停止すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ロ 蓄熱ピーク調整は、当社認定の自動制御装置により行なうこと。

(2) 調整対象期間

調整対象期間は、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間のうちで、毎年、当社があらかじめ指定する期間といたします。

(3) 調整期間

調整期間は、調整対象期間にお客さまが負荷調整できる期間で、調整対象期間の全期間または 1 月を単位として 8 月を必ず含むものとし、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 調整時間

調整時間は、お客さまが調整期間に負荷調整を実施する時間で、13 時から 16 時までの間で、

13時から15時までの間を含み、毎日30分以上継続するものとし、お客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 調整電力

調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、自動制御装置により停止される機器容量の合計といたします。

(6) 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。ただし、明らかに蓄熱機器が不使用であると認められるときは、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったものとみなし、割引をいたしません。

蓄熱ピーク調整割引額=(5)の調整電力×調整時間×蓄熱ピーク調整割引単価

8 その他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この実施要綱の適用期間中に、常時供給分の契約電力が500キロワット未満のお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、4(料金)(1)の蓄熱割引率は最大需要電力が500キロワット以上となる場合の蓄熱割引率を適用いたします。
- (4) この実施要綱に定めのない事項については、常時供給分の契約を準用いたします。

附 則

1 ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備の取扱い

当社は、ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備が次のいずれかに該当する場合は、2（適用条件）(2)にかかわらず、この実施要綱を適用いたします。

- (1) 平成30年4月1日の際現にこの実施要綱の適用を受け、平成30年4月1日以降ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備に変更がない場合
- (2) (1)に該当する需給契約において、平成30年4月1日以降ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備を取替えし、当該設備の取替え後の総容量（ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備が複数ある場合は、その合計の容量といたします。）が取替え前の総容量を上回らない場合

2 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30分ごとに計量することができない計量器（記録型計量器以外の計量器をいいます。）で計量する場合で、4（料金）(1)において、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの蓄熱電力量は、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。